

高額療養費支給申請手続きを 簡素化できます

簡素化の申請をすると

⇒ 高額療養費の申請が翌月から不要になります

【これまで】

診療月ごとに
窓口での申請が必要

【簡素化申請後】

毎回の窓口での
申請が不要

申請するとこんなメリットが！

- 指定口座に毎回自動振込
- 窓口に行く手間なし
- 申請忘れの心配なし



ご注意ください

次のいずれかに該当する場合は自動振込を停止します

- (1) 世帯主や保険証の記号・番号が変更となったとき
- (2) 国民健康保険税の滞納があるとき
- (3) 指定の金融機関口座に振込みができなくなったとき
- (4) 医療機関等に対し一部負担金の未払いが判明したとき
- (5) 申請の内容に偽りその他不正があったとき

自動振込が停止されたときは・・・

「国民健康保険高額療養費のお知らせ」が送付されますので、再度申請をしてください。

詳しくは裏面を御確認ください。

申請に必要なもの

- 国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申請書
- 被保険者証
- 世帯主名義の振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
※世帯主以外の口座を登録する場合、世帯主の同意が必要です。

次に該当した場合、市に届出が必要です

- 交通事故等の第三者行為により負傷したとき
- 勤務中（通勤中も含む）に負傷した時
- 振込先の変更や停止を希望するとき
- 世帯主や保険証の記号・番号が変わったとき

その他の注意事項

- 簡素化適用以後、「国民健康保険高額療養費のお知らせ」は送付されません。
支給金額や振込日等は「支給決定通知書」を御確認ください。
- 国民健康保険税の滞納がある人や、医療機関への支払が済んでいない人は対象外です。
- 後期高齢者医療制度へ移行した場合は、再度申請が必要となります。
- 一部負担金（医療機関での窓口負担分）の支払について、医療機関に確認する場合があります。
- 審査等により振込が遅れる場合があります。
- 審査や所得区分の変更により、高額療養費が過払いになった場合、返還請求及び以後の高額療養費との調整をすることがあります。

問合せ先

阿久根市健康増進課 国保係

電話：0996-73-1224
